

I 教員育成の「現場主義」の落とし穴について考える

司会 河野 誠哉 (山梨学院大学), 長谷川哲也 (静岡大学)

指定討論者 菊地 栄治 (早稲田大学)

報告1. 「社会と教育に対する教師のまなざしの変容」

川村 光 (関西国際大学)

報告2. 「学校に忍び込むニセ科学」

左巻 健男 (法政大学)

報告3. 「ブラック学校の臨床社会学—職員室の『無風状態』から考える」

内田 良 (名古屋大学)

近年の教育政策における注目点のひとつとして、教員の資質能力の高度化に向けた動きが挙げられる。教職科目としての「教職実践演習」の新設や教職大学院の設置、免許状更新制の導入などは、まさしくこうした政策的取り組みの一環にほかならないが、最近では、平成27年12月にまとめられた中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」が、教員が教職生活全般にわたって資質能力を向上させていくこと（「学び続ける教員像」）の重要性を確認したうえで、養成・採用・研修のプロセスを一体的にとらえた教員育成のための改革の具体策を提示している。

こうした取り組みについては、なるほど目指すべき方向性そのものに対して異論の余地はないかもしれない。しかし、実際に取り組まれつつある施策内容を子細にみてみると、そこには教員育成の「現場主義」とでも呼べるような、どこか閉鎖的でナイーブな、実践的スキルの

過信傾向が読み取れるように思われてならない。

たとえば養成段階における学校インターンシップの導入や、教職大学院における実務家教員の重用といった動きには、アカデミックな学識よりも実践面での直接的な有用性を重視する、素朴な「現場」信仰が投影されているようにも受けとることができる。あるいはまた、件の中教審答申が謳う「学び続ける教員像」には、「自律的な学び」といつつ、実際には「研修を受けること」と同一視できるような制度化された学びが想定されているような気配も伺える。このような閉じたループの中で追求される「高度化」や「専門職性」には、ともすると自家中毒の罠に陥りかねない危うさが孕まれていないだろうか。

実際に、近年は報道の場面などにおいても、特定の教育実践や学校的慣行が疑問符付きで取り上げられることが少なくない。こうしたケースの多くは、従来の

教員規範からの逸脱によるものというよりも、むしろそれへの順応の結果として生じた事態であるということに大きな特徴がありそうである。あるいはまた、たとえば職務への献身性のように、従来であれば無条件で称揚されてきた教員の資質に対する見直しの機運も、ここには関わってくるだろう。

このように既存の教員文化や学校的慣行の中にどっぷりと浸かっているは見過ぎされがちな課題や諸問題に対して、あえてそれらを相対的な観点から検討してみようというねらいから本テーマは企画された。既存の教員文化を前提とした教員育成というものを、果たしてそのまま認めてしまってよいのか、という問題提起である。

またそのうえで、教員の育成や教育政策に関与するアカデミズムの役割について考えていくことも本課題研究のもうひとつのねらいである。

教員の育成の場面における現場主義の優位とは、一面において実はアカデミズムの後退にほかならない。なるほど前記の中教審答申では「理論と実践の往還」の必要性について言及されているものの、しかしそこでいう「理論」とは、数ある教育学諸領域の中でも特に実践系の分野が想定されていることは明らかであろう。少なくとも教育社会学がその中に明確な地歩を確保できているかどうかは甚だ疑問である。我々に隣接する領域においても、例えば教育史学会や教育哲学会において、こうした事態に対する危機感から、教員養成における斯学の役割を問いなおす動きが展開されつつあること

も注目に値する。過度に実践重視へと傾いた現場主義のもとで、批判的思考の涵養という、大学教育が本来的に担ってきた役割までもが浸食されてきつつあるのかもしれないことについては、相応の注意を払っておく必要があるのではないだろうか。

こうした目論見のうえに本課題研究では、3人の報告者に登壇いただいた。

第1報告者の川村氏からは、求められる変革や新たな教育課題に対して主体的に対応する教員文化の自律性が近年、衰退しつつあるのではないかという論点が提示された。

氏らの実施した調査によると、若手世代ほど政治的関心が弱く、政治的・社会的行動をとる教員が少ないことが確認されている。また、現代社会のあり方に肯定的で、将来の日本社会に対して楽観的であり、批判的に物事を考えない教員が若手世代において出現してきている。組織目標達成を優先する「ものを言わない」教員文化が形成されつつあるようであり、そしてその素地は、すでに養成段階から始まっているのだという。

したがって今後、教員たちが社会に関心を持ち、また、目標を批判的に捉えられる力を養うことを通して、教員文化の自律性を回復していくことが必要であり、そのための役割は何よりもアカデミズムの力に求められるべきである。教員育成においてはアカデミックな知識の学修・活用を通して批判的思考を養い、教員文化の自律性を回復することが重要であると結ばれた。

第2報告者の左巻氏は、理科教育を専

門とし、教員養成に従事する立場から、自身が「ニセ科学」の問題性を認識するようになった経緯を示されたうえで、このニセ科学が学校教育のなかに入り込んでいった具体的なケースについて紹介された。

たとえばそのひとつである「水からの伝言」は、「ありがとう」などの美しい言葉をかけた水は凍らせるときれいな結晶になり、「バカヤロウ」などの汚い言葉を投げかけた場合はそうはならないことを示した写真集であるが、こうした科学的にありえないストーリーを道徳教材として転用する授業実践が、教員のあいだに広く浸透していったというのである。

教育者がなぜニセ科学にハマってしまうのか。「悪い言葉を使うのはやめましょう」という類の道徳的効果への期待や、「感動を与える授業」への誘惑から、科学的知識がないがしろにされているのであり、そこには「美」なるものは「真」であるという素朴な感覚が根付いているかのようである。教員の科学リテラシーの不足がさらなる背景にあると思われ、したがって「読み・書き・そろばん」ならぬ「読み・書き・そろばん・サイエンス」が重要、との氏の持論が紹介された。

第3報告者の内田氏は、これまでの自身の研究活動における現場との関わり方について言及しつつ、「現場主義」の陥穽について論じられた。

氏はある時期から、かつて親しんだ臨床社会学における「現場」との関わり方に対して違和感を覚えるようになったのだという。そこで活路として見出された

のは、インターネットを通じて現場の教員たちとコミュニケーションを図るというスタイルのもつ新たな可能性であった。そしてツイッターを活用したアプローチを展開していくうちに、研究室に閉じこもるほど、かえって実際の「現場」の声に近づいていくという不思議な感覚を体験することになったと述べる。ネットを介することで、当事者との距離が急速に近くなったというのである。

そしてこうしたアプローチを通してみえてきたのは、学校現場に特有の保守的な空気であった。たとえば献身性の名のもとに教員たちの長時間労働が常態化してしまっている現状は、実は教員たちが自ら招き寄せてしまった部分も少なくないのであり、とりわけこのような保守的な現場の空気に染まっているように見えるのは学校長などの管理職クラスの教員たちである。そして教育学をはじめとするアカデミズムもまた、学校の自律性を強調するあまり、そうした意味での現場主義に実は加担してきたのではなかったか、という論点が提出された。

以上の3報告をふまえて、指定討論者の菊地氏から各報告者に対するコメントが示された。たとえば川村氏の議論は、「今どきの若い先生は…」という単なるほやきに回収されかねない危うさをはらんでいないか。左巻氏に対しては、ニセ科学批判そのものを相対化する視点も重要ではないか。またSNSを駆使する内田氏の手法は、学校を対話の場として活性化させるうえで本当に有効なのか、といった内容である。またそのうえで、各報告者はそれぞれ「臨床」の概念をどう

いうものとして理解しているか、教育社会学には何ができるのか、教員育成の課題をどう考えるか、という質問が提示され、各報告者がそれに答えるかたちで総括討論が進められた。

そのひとつひとつについて詳述するゆとりはないため、ここでは総括的な観点から今回の課題研究を振り返っておくことにしたい。

各報告者にはあらかじめ企画側の意図を汲んでもらっている以上、教員社会における「現場の論理」を相対的な視点から捉えるという主旨において、おおむね一致したスタンスが共有されていたことは、あるていど当然のことであつたろう。そして「現場の論理」の中で陥りがちな思考停止の危険性という認識においても、登壇者たちのスタンスはほぼ共通していたように思われた。しかしながらディスカッションが深まるなかで、「現場の論理」の危うさに対するアカデミズムの思考のもつ優位性を想定しているかのような前提が、徐々に突き崩されていくように見えたことはとても興味深かった。指

定討論者の菊地氏からは、ニセ科学を批判する立場もふくめて、アカデミズム自体の価値もまた相対的な視点から考える必要があるはずという趣旨の論点が表示されており、そしてそのうえで活発な議論が展開されたのはむしろ、「現場の論理」とアカデミズムの視点とのあいだの折り合いの付け方をめぐる方法論のほうであったといえそうである。

現場主義に対峙するアカデミズム側のスタンスとして、登壇者の各々が想定していると思われる具体的な戦術イメージは、ずいぶん多様であるように思われた。科学的啓蒙か、学術的知見の生産と提供か、インターネット等を通じた積極的な情報発信か、あるいは個別フィールドでの協働的な実践なのか。もとよりそれは最終的な単一の解答が得られるような論題でないことはいうまでもないが、このように決して一義的ではない、「現場」との関わり方の多様性が浮かび上がってきたことも、今回の議論における収穫のひとつであったように思われた。

(研究委員 河野誠哉・長谷川哲也)

II 格差・不平等研究の今後

——教育・家族・階層——

司会 藤原 翔 (東京大学), 田中 理絵 (山口大学),
都村 聞人 (神戸学院大学)
指定討論者 筒井 淳也 (立命館大学)

報告1. 「格差・不平等研究とライフコース」

石田 浩 (東京大学)

報告2. 「世代間移動表は何を測っているのか? : 「前向き」デザインによる世代間移動研究の可能性」

余田 翔平 (国立社会保障・人口問題研究所)

報告3. 「拡大家族とネットワーク」

荒牧 草平 (日本女子大学)

少子高齢化などの人口構造の変容、家族の多様化、高学歴化や労働市場の変容とそれに伴う階層構造の変動という現代社会における様々な変化の中で、今後の格差・不平等研究の課題を探ることが本課題研究の目的であった。教育社会学の立場から格差・不平等にアプローチする上では、教育の構造変動を前提とした学歴の役割 (学歴の収益や教育機会の不平等) に注目が集まるが、家族社会学や人口学の視点からは、家族形成と教育 (子どもをもつのか、もつとすれば何人か、また誰にどこまで教育を受けさせるのか) が重要となる。

本課題研究では、教育社会学、家族社会学や人口学、そして社会階層論の重なりつつも異なるそれぞれの研究の動向を整理し、教育、家族、階層の3つがどのように絡み合っただけで格差・不平等を導くのか、どのような枠組みから格差・不平等

の問題に総合的にアプローチすることが可能なのかを、それぞれの立場から検討した。そのうえで、今後の格差・不平等研究を考える上での分析枠組み、仮説構築、調査デザインの基礎となるような議論を提示することを目的とした。

第1報告者の石田氏は、まず格差・不平等研究の枠組みとして、ライフコース・アプローチの有効性を提唱した。ライフコース・アプローチは、格差・不平等の問題に対して、ダイナミックな時間的変化を考慮し、総合的に接近することを可能とする。ライフコースの視点を導入することで、個人が経験する出来事や役割の流れの配列のどのステージで格差や不平等が形成され蓄積されていくのかを明らかにすることができるからである。そのうえで、石田氏は東京大学社会科学研究所が実施した「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査」のデータ

を用いて、計量分析の結果を紹介した。石田氏は、社会的背景の格差がその後のライフコースに与える影響のパターンとして、1) 格差の連鎖・継続、2) 格差の蓄積・拡大、3) 格差の縮小・挽回を想定した。分析の結果、第1のパターンである格差の連鎖・継続が、日本の若年者のライフコースにおける格差生成の過程をもっとも的確に表していることが示唆された。生まれ落ちた家庭環境は、学歴達成に大きく影響を与えており、その後の初職・現職時点における専門管理職への到達確率に継続した影響を与え、初期の格差が維持されている。

第2報告者の余田氏は、まず、世代間移動表に基づく従来の世代間移動研究の限界について指摘した。世代間移動表において、調査対象者は無作為抽出された「子」であるが、父親の情報は調査対象者を通じて得られるため、もはや特定の世代の職業分布を表していない。とりわけ、高出生力の階層の父親が世代間移動表に反映されやすい。したがって、従来の世代間移動研究は、「再生産を達成した個体からなる集団において階層再生産がなされたか」という、ある種の条件付き確率を捉えているにすぎない。また、サンプリングされた子とその親との間でしか階層再生産を評価できていない。こうした問題は、研究デザインが調査対象者とその親の地位の関連性を見る「後ろ向きアプローチ (retrospective approach)」であることに起因する。そこで、次に余田氏は、近年注目を集めている「前向きアプローチ (prospective approach)」の有効性を指摘した。この方

法では、調査対象者を(潜在的な)親世代とし、その子どもの階層的地位をトレースしていく。出発点となる親世代には生涯子どもを持たない人々も含まれているため、人口学的な再生産をモデルに導入することができる。最後に余田氏は、2015年SSM調査データを用いて、前向きアプローチによる学歴再生産の分析を提示し、前向きアプローチの利点として格差の要因分解が可能なこと、格差の指標として相対リスクを検討できることを指摘した。

第3報告者の荒牧氏は、まず従来の階層研究が検討課題(社会状況の変化に対応)・分析手法・アプローチ(実態把握から格差生成メカニズムの解明)に関して様々な工夫・発展を行ってきた反面、格差をとらえる枠組がほとんどの場合核家族の範囲内に留まってきたことの限界を指摘した。こうした限界に対し、近年では3世代以上の多世代にわたる家族の影響およびオジオバなどの影響についての研究が進展しつつある。その事例として、荒牧氏が分析した調査結果の紹介がなされた。NFRJ08では、調査対象者の子どもからみた「祖父母」や「オジオバ」の学歴と子どもの学歴達成との関連が検討可能となっており、親の学歴を考慮しても、拡大家族の学歴が子どもの学歴に対して直接的な関連を持つことが示された。さらにESSM2013データにより、荒牧氏は「定位家族効果」と「教育期待形成に対する準拠集団の影響」というふたつの仮説を提示し、研究成果の一端を示した。最後に家族外のネットワーク(学生時代の友人、職場の関係者、ママ

友、近所の人)へも研究の視野を広げる必要性を指摘し、ネットワーク調査との融合を目的とした調査デザインを提示した。

指定討論者の筒井氏からは次のようなコメントがなされた。石田報告に対しては、(1)雇用の不安定化、人口構造の変化、共働き社会への変化などを考慮に入れたとき、ライフコース・アプローチの意義はどこにあるか、(2)格差の連鎖、蓄積、縮小の傾向には、コーホートによるどのような違いがあるか、(3)傾向スコアによる異質性のカテゴリー化は、個人の選択の環境を「縮約」するがゆえに、異質性の内実の理解には適さないと考えられるが、ライフコース・アプローチに適した分析方法は何か。荒牧報告に対しては、(1)家族形成の格差が問題となるなかで、祖父母・オジオバ要因を考慮した枠組みというのはどのように位置づけられるのか、(2)格差研究では出身家庭の属性と学歴・地位達成が「無関連」な状態が望ましいと想定されているが、拡大家族、ネットワークに研究の射程を広げた際には、どのように捉えられるか、(3)少子化は親族の規模を縮小させるが、こうした変化をどのように考慮するか。余田報告に対しては、(1)性別分業社会から共働き社会への変化は、出生確率を考慮した学歴再生産にどのような影響をもたらすか、(2)従来の世代間移動研究では「無関連」な状態が「理想」とされているが、出生確率をとりこんだ前向きアプローチではどのような評価が引き出されるか。

筒井氏のコメントに対して、報告者は

次のようなリプライを行った。石田氏は(1)に対して、たとえば共働き社会への変化についていえば、回答者だけでなく配偶者の学歴、職歴などのライフコース情報が調査で把握できれば、ライフコース・アプローチは社会構造の変化を考慮した問いに答えることができると考える。(2)に対して、たとえばSSM調査の1955年～2015年のデータを用いると、格差の連鎖、蓄積、縮小に対して、コーホートによる変化、時代による変化を捉えることができる。(3)に対して、傾向スコアの分析は多様な変数を考慮できる反面、傾向スコアにどのような意味があるのかという解釈は難しい。筒井氏のご指摘の通り、社会学者は効果の異質性に関心があると考えられる。したがって、因果効果を推定した場合に、残余にこそ意味があるという点で筒井氏と問題意識を共有している。

荒牧氏は(1)に対して、今回の報告では子どもの教育達成の分析を紹介したが、たとえば家族形成の分析を行う場合、その意思決定に祖父母、オジオバなどがどのような影響を与えるかに焦点を当てることで、「家族と格差」にアプローチが可能ではないかと考える。(2)に対して、ネットワークが関連を持つ場合と持たない場合のいずれが「望ましい状態」であるかは、一義的には断言できない(家族外ネットワークが階層差を縮小する可能性もある等)。重要なのは、どのようなネットワークがどのような効果を持つのかを分析することで、それにより、さまざまな家族に対する支援のあり方を検討することもできるのではないかと

と考えている。(3)に対して、少子化は親族の規模の縮小を招くが、その影響についてはさまざまな予測が成り立ちうる。たとえば、親族の規模の縮小が親族の影響を弱める可能性、あるいは反対に規模が縮小したがゆえに親族の影響を高める可能性もある。また、親族の規模の縮小は、家族以外のネットワークの重要性を高める可能性も考えられる。

余田氏は(1)に対して、今回紹介した分析は、出生が完結している世代を対象としているため、男女雇用機会均等法以後の新しい世代は分析されていない。今後データが蓄積されれば、筒井氏が指摘した問題も検討可能である。また、人口学者は出生が完結していない世代の不明な情報を数理モデルで推定するプロジェクトという手法を用いるが、こうした手法を適用すればより新しいコーホートのシミュレーションも可能である。この点で、人口学が階層論に貢献できる可能性がある。(2)に対して、まず前

提として、機会の平等・不平等の問題と階層再生産の問題は異なると考えている。前者の問題は、子どもが生まれてはじめて生じる問題であり、家庭の環境により機会格差があることは不公平であるという考えから、「無関連」な状態を理想としてきた。こうした機会の平等・不平等の問題に対しては後ろ向きアプローチの方がフィットする。他方で、後者の問題において、余田氏は、貧困の再生産のようなマクロな動態に関心を有している。前向きアプローチは、社会的に不利な状況にいる人々が世代を通じてどのように貧困な状況に再生産されるかに着目できる点に価値があり、政策的な含意を有していると考えられる。

フロアからは3人の報告のような具体性をもった計量研究が、質的研究と相互リファーすることにより、さらに発展することの必要性が指摘された。

(研究委員 都村閑人)

Ⅲ 「子どもの自殺」をどう考えるか

司会 伊藤 茂樹 (駒澤大学)

指定討論者 西田 芳正 (大阪府立大学)

報告1. 「子どもの自殺の社会学の可能性をめぐって—過労自殺といじめ自殺の社会的分析を例に」

元森絵里子 (明治学院大学)

報告2. 「『いじめ自殺』問題の解体方法を求めて」

北澤 毅 (立教大学)

報告3. 「自殺予防と学校—自殺予防教育について」

川野 健治 (立命館大学)

1998年に年間自殺者が3万人を超えて自殺対策が超党派的な課題とならずいぶたつ。2006年に自殺対策基本法が制定され、翌年制定された自殺総合対策大綱の二度目の見直しが昨夏行われた。教育分野でも、文部科学省から「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(2009)、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引」(2010)、「子供に伝えたい自殺予防」(2014)とマニュアル類が出され、児童生徒を直接の対象とした自殺予防教育が始まりつつある。しかし、全自殺者数に占める未成年者の割合は約2%、小中高校生では年間300人程度ということもあり、子どもの自殺は、いじめ自殺の構築や近代学校教育制度の暴力という視点を除けば、ほとんど社会的に検討されてこなかった。この状況において、教育社会学会に集う、子どもとは何か、教育の論理についての知見を積み重ねてきた研究者で何ができるかを考え

る端緒とするために、本課題研究を設定した。

第1報告は、本課題研究の趣旨説明をかねて、研究委員元森絵里子が行った。自殺の統計の計上のされ方に目を向ければ、「実態」や「動機」には関係者の解釈・裁量が大きく介在している。社会学は、それらの仕組みを明らかにすることはもちろん、転じて解釈や実践に介入する可能性を示すことで自殺予防に貢献しようのではないだろうか。

そもそも人が社会からの退出を自ら志す「自殺」という行為は、意志ある個人によって成り立つ社会というフィクションを前提とする近代社会にとって居心地の悪い現象であり、この居心地の悪さをめぐって、本人の意志／社会的要因／精神的な問題のどこにどれだけ帰責するかといった説明の実践が繰り返されてきた。過労自殺の社会学的研究における自殺の背後に精神障害があるとみなす風潮を

「精神医療化」という観点から分析する研究群が示すように、法制的には自殺を精神的な問題に帰責しつつ、実務としては時に責任を曖昧にしながら実質的な補償を勝ちとっていく実践が行われていると言える。これらの知見と比較した際に、子どもの自殺においては、子どもの遺書（すなわち自殺の意志）がいじめの加害者や学校を非難するものと真剣に受け取られる一方で、当人の意志よりも親や教師の責任問題が前面に出たり、子どもの精神障害が想定されづらかったりと、意志や責任といった問題系の社会における取り扱いに大人のケースと違いが見られる。ここに、「子ども」をめぐる法的擬制や、現象と社会構造の関連、教育制度の言説上・相互作用上の特性に通じた教育社会学からの分析に貢献の余地があるのではないか。このような問題提起を行った。

第2報告者の北澤毅氏からは、構築主義的カテゴリー論からの自殺の社会学の理論的検討を通して、子どもの自殺に関する社会的理解をどう分析し、さらにはそれを解体して自殺を減少させるための切り口をどこに見出せばよいのかについて、問題提起いただいた。自殺において、社会の解釈がメディア等を通じて流通し、子ども自身がその知識や言説を通じて自らの経験を組織化し、それが社会の解釈をつくり上げるという参照関係がある。そこに、介入の可能性もある。

デュルケームの自殺論への批判で注目すべきは、自殺未遂を考慮に入れていないというものである。たとえば、既遂と未遂の間に、「死ぬほど苦しい」という

主観的経験が共有されている可能性を切り口にしよう。サクスのカテゴリー論に依拠すれば、社会的カテゴリーごとに、相談できる相手が限られている。「子ども」の場合、身近に人が多くいるゆえの、見えづらい「カテゴリー的孤立」が起こりえることに注意する必要がある。そこで、社会成員の主観の表出も社会的に認められねば棄却されうるというクルターの議論を参照すれば、そのような主観的苦痛が自殺と結びつくことを認めない意味世界を構築できれば、予防介入が可能となりえる。さらに、ハッキングの動的唯名論やフーコーの機能としての言表概念を援用すれば、「死ぬほど苦しい私」という主体の立ち上げに介入し、自殺という文化現象を解体する道が模索できる。以上のような点が、理論的に示された。

第3報告者の川野健治氏からは、2006年ごろからの文部科学省主導の自殺予防教育の導入の経緯や設計思想について紹介いただいた上で、それがはらむ困難について、自身のグループの自殺予防教育プログラム（GRIP）とも比較しつつご指摘いただいた。児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（2012）の議事録からは、自殺予防教育の必要性を感じながらも、知識や経験のなさ、死別経験を持つ子への配慮の難しさから困難を感じるという教員調査結果が報告され、寝た子を起こすといった意見も出たことが伺える。結果として整備された文部科学省の自殺予防教育は、知識（「早期の問題認識」）と態度（「援助希求的態度の育成」）を両輪とした全児童生徒対象の普遍的予防を企図したものとなった。マ

ニュアルにおいては、クラスをアセスメントした上での実施が指示されているが、実際に選択的予防の考え方に乗って、リスクの高そうな子を教室から出すなどの配慮をしつつ実施している例はまだ聞いたことがない。

実数の少なさから、自殺予防の効果は統計的に検証不能である。より広く健康を目標とする体制を導入するほうが、統計的検討も可能となり、多角的な介入も可能となるのではないかと。さらに、生きるためにリストカットをする子や、つらい気持ちを人に伝えるのが苦手な子たちがクラスに一定数いると前提したうえで、「子ども = SOSを出す／大人 = SOSを聞く」という二分法をはずし、今教室で負担感や孤立感を打ち明けられる環境を作っていくプログラムこそが必要ではないか。以上のような、実践的かつ理論的な問題提起がなされた。また、前2報告とも関連させつつ、自ら死にたいという意志を悪として援助を考えること自体が、誰がその責任を負うかという問題呼び寄せしてしまうという構図も指摘いただいた。

指定討論者の西田芳正氏からは、貧困層の子ども・若者を見てきた立場からの論点をあげていただいた。まず、貧困層の子たち自身が生活苦から自殺するというケースには遭遇したことがないが、親の心中に巻き込まれたり虐待死したりするケースは常に観察できるとのことである。学歴獲得競争から落ちこぼれて早く大人になる層を見るなかで、「子ども／大人」といった中上層を前提としたひとくくりの見方に限界を感じているが、同

様に「自殺」とひとくくりにするのではない、それぞれの苦しみを見る必要があるのではないかと。たとえば、「自殺」というカテゴリーにこだわらず、生活背景に即した理解を行ったり、「病気や事故以外で死に近い子たち」といった理解の方策があるのではないかと。このような観点が示された上で、現場の負担の問題をどう考えるか、社会経済的視座をどう組み込むべきか、現在とは別の形で社会問題化していく方策を理論的に考えられないかといった論点が提出された。

続くフロアからの質疑は、「子ども／大人」とそれにまつわる「意志」や「責任」をめぐる連関をどう記述し、どう解体するか、一度できあがったものを崩すのが難しい中で実現可能性はあるかといった、方法論かつ実践的な点に集中した。あえて筆者の視点で議論をまとめる形で示せば、以下のような、今後の展開を予感させる話題が出たように思う。

まず、自殺の社会経済的な要因にアプローチすることが重要である一方で、学校を中心とする実践現場において、「生きづらさ」「しんどさ」「死にたい気持ちを持つ」などの抽象的な言葉でひとまず網をかけていくことが、取り組みやすく効果があるのではないかとという論点があった。背後要因には「自殺対策・予防」とは別の取り組みが必要であるし、その意味では、法律論で出てきた精神障害であったかどうかとも重要ではない。むしろ、米国のように、広く健康の問題と位置づけてスクリーニングしていく可能性もありえる。予防教育でも、学校・家庭・地域がつながって取り組む場をつく

るプログラムが必要である。

また、これと関連するが、社会領域ごとに事象の解釈の論理が異なり、それぞれの領域に即した介入実践や言葉が必要ではないかという論点も繰り返された。自殺は自殺者の行為であるため、メディア等の解釈が行為に影響するという点に特徴がある。と同時に、それをどこに帰責するかで、当人の意志、精神障害、社会的要因といった解釈が試みられている。ただ、賠償などの法的決着の際の論理と、遺族の気持ちにも関わる社会的決着の際の論理は異なっている。過労自殺の例は、精神障害という医療の問題に帰しておくことで、社会的にも法的にも決着がつけ

られているとも言える。その点、教育という領域は正義・当為の言説が支配しやすく、その論理で法的・実務的に処理されることの問題もあるだろう。「子ども／大人」という擬制は、「子ども」は自分で責任をとれない存在で、「大人」に助けを求めるべきであり、助けられなかったら「大人」が責任をとるべきだという構図になりやすい。これらをどうずらしていくかが課題であろう。

限られた時間ではあったが、本課題研究を契機に新たな研究動向の扉が開かれていくことを期待している。

(研究委員 元森絵里子)